

## 山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による補助金の交付に関して、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象及び交付額)

第2条 この補助金は、県内に学校を有する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人及び同法第64条第4項の法人（法附則第10条の規定による学校法人とみなされるものを含む。）並びにこれらから給与を受けるもの（法第14条第1項各号に掲げる者を除く。）の長期給付掛金の負担の軽減を図るため、法第22条の規定により定める標準給与の総額の1,000分の8を限度として、予算の範囲内で日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に交付する。

### (補助金の申請)

第3条 事業団が、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる申請書類を知事の定める期日までに提出しなければならない。

- 1 私立学校教職員共済業務補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 交付を受けようとする補助金の額およびその算出の基礎を記載した書類（様式第2号）

### (交付額の変更)

第4条 事業団は、標準給与の総額に変更がある場合には、次に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては、この限りでない。

- 1 私立学校教職員共済業務補助金変更交付申請書（様式第3号）
- 2 交付を受けようとする補助金の額およびその算出の基礎を記載した書類（様式第2号）

### (実績報告書)

第5条 事業団は、補助金の交付を受けたときは、会計年度終了後30日以内に次に掲げる実績報告書類を知事に提出しなければならない。

- 1 私立学校教職員共済業務補助金実績報告書（様式第4号）
- 2 精算書（様式第5号）

### 附 則

この要綱は、昭和43年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。